

押印等の見直しについて

1 概要

申請書等への押印については、既に平成4年にその一部（公の施設の使用に係るもの等）を廃止し、今後の基準について示していたところであるが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を機に、行政手続の簡素化によって区民等の負担の軽減及び利便性の向上を図るため、押印等を求める申請書等の範囲についての見直しを実施した。

2 見直しの対象

申請書等に対する個人（個人事業者及び任意団体の代表者を含む。）の認印の押印

※ 公的な印鑑証明書による印影の確認が可能なものの押印（個人の実印及び法人の代表者印の押印をいう。）が必要な申請書等については、原則として、今回の見直しの対象から除いた。

また、契約書、請求書等の契約関係書類及び会計関係書類についても、今回の見直しの対象から除いたものである。

3 見直しの方法

総務部総務課において取扱基準を示し、各課において事務を精査した上、当該基準に基づき、それぞれの事務について見直しを行った。

4 見直しの結果

各課において精査した申請書等のうち、約92%について見直しを実施した。

（令和3年4月1日現在）

		精査した申請書等の数		
		見直し実施	見直し見送り	
根 拠	法令その他国の基準によるもの	123	120	3
	都の例規その他都の基準によるもの	65	60	5
	区の例規及び訓令によるもの	553	488	65
	区の要綱及び要領によるもの	698	662	36
	その他の基準によるもの	56	47	9
合 計		1,495	1,377	118

5 見直しの見送りの主な理由

- ・ 根拠となる法令等が未改正であるため
- ・ 作成名義人の本人確認が添付書類等で担保できないため
- ・ 他自治体との統一様式であり、独断での廃止が困難であるため

6 周知

実施結果については、区ホームページで周知する。